掛川市告示第20号

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）第７条第１項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）及び掛川市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、個人市県民税の申告期限について、その期限を令和２年４月16日とする。

令和２年３月12日

掛川市長　松 井 三 郎